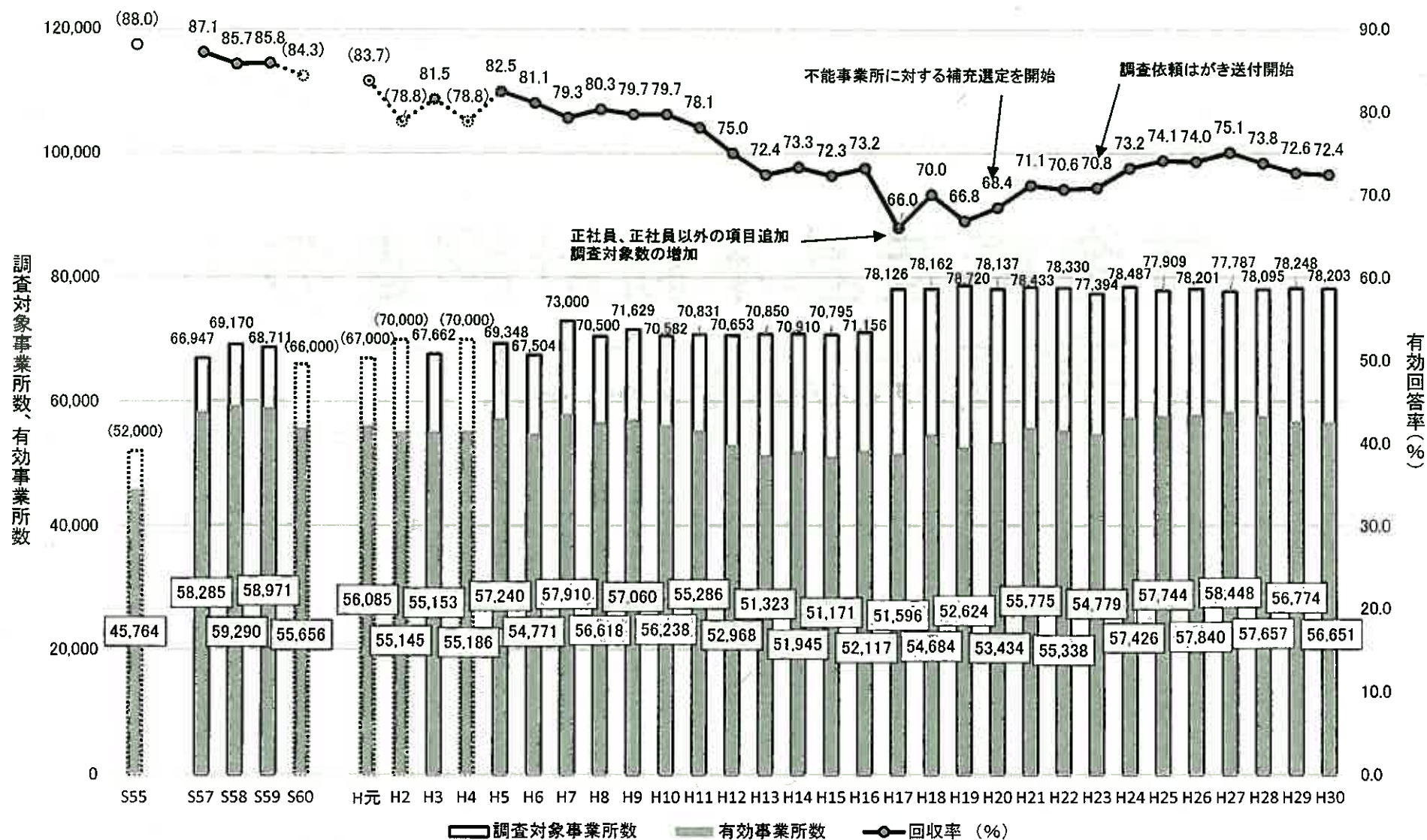


賃金構造基本統計調査の 実施状況等について

2019年2月20日

厚生労働省政策統括官（総合政策、
統計・情報政策、政策評価担当）

調査対象事業所数、有効事業所数、回収率の推移



(注)昭和55、60、平成元、2、4年の確定調査対象事業所数は不明のため、概数で回収率を計算している。

賃金構造基本統計調査の業務について

- 調査業務は、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が従事することとされている。統計調査員については、労働局長の指揮命令を受けて調査の実施に伴う業務に従事することとされてきた。
- 当調査の「統計調査員」は、調査票の記入内容の検査・確認、督促等を中心に従事し、本調査の円滑な実施と統計の正確性確保に貢献。

法令上行うこととされている事務（注）	事務の細目	実態
調査票の配付	・調査票の配付 ・調査の説明	調査票の配付は <u>ほとんど行っていないが、調査対象事業所からの照会対応（調査の説明）を行っている。</u>
調査票の取りまとめ	・調査票の収集 ・未提出事業所に対する督促	調査票の収集は <u>ほとんど行っていないが、未提出事業所への督促を行っている。</u>
その他調査の実施に伴う事務	・調査票の記入内容の検査・確認	<u>回答のあった調査票の審査、事業所への疑義照会を行っている。</u>

（注）賃金構造基本統計調査規則（昭和39年労働省令第8号）第12条第3項。統計調査員が行う具体的な事務内容については、基幹統計調査により異なる場合もあることから、基幹統計調査ごとに定められる命令により明らかにされることとなっている。

(参考) 賃金構造基本統計調査の概要

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施。昭和39年から現在の調査名称に変更

調査実施課

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室

調査範囲 及び 報告者数

- 日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「農業・林業」及び「漁業」等を除く16産業に属する事業所
- 常用労働者5人以上を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び常用労働者10人以上を雇用する公営事業所
⇒約8万事業所（母集団：約140万事業所）
- 上記事業所に雇用される労働者
⇒約170万人（母集団：約4,200万人）

調査票及び調査事項

【事業所票】

- 事業内容、雇用形態別労働者数（常用労働者・臨時労働者）、企業全体の常用労働者数、新規卒者の初任給額及び採用人員等

【個人票】

- 労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、年齢、勤続年数、役職又は職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、通勤手当・精皆勤手当・家族手当、賞与・期末手当等特別給与額等

調査期日

毎年6月30日現在（ただし、個人票のきまって支給する給与額等については6月1か月間、また、個人票の賞与・期末手当等特別給与額については調査実施前年の1月1日から12月31日までの間）

調査組織

厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－調査員－報告者

結果公表

- 概要：調査実施翌年の3月
- 詳細：調査実施翌年の6月